

上告提起：平成22年（ネオ）第17号 上告受理申立：平成22年（ネ受）第27号
（配転無効確認等請求上告・上告受理申立事件「NTTリストラ松山裁判」）

最高裁判所第3小法廷
田原 睦夫裁判長様

上 申 書

1. 一審被告の上告等については、速やかにこれを退け、原判決を確定してください。

高松高等裁判所民事第2部は、2010年3月25日、NTTリストラ配転事件において、一審原告ら（重見幸春・高野長蔵・矢野佳久）に対して行われた2006年7月の配転命令2は配転命令権を濫用して命じられた違法な命令と判示し、一審被告NTT西日本に、一審原告3名に対してそれぞれ200万円の慰謝料を支払うことを命じました。

本件裁判は、持株会社NTTが子会社東・西会社に2002年5月から強行させた「構造改革」と称するリストラで、「50歳退職・賃下げ再雇用」に応じなかった社員に対して強行した異職種・遠隔地配転の効力を争う訴訟です。NTT東・西日本が行った「50歳退職・賃下げ再雇用」制度は、その業務のほとんどを新設子会社に外注化し、51歳以上の社員を「退職」させ、賃金を15%から30%切り下げて子会社に再雇用させるもので、NTT東・西日本は、「退職」に応じなかった社員に対し、報復・見せしめを目的として異職種で遠隔地への配転を行いました。本件配転は、こうした不当な目的に基づき実施されたもので、配転先での業務上の必要性はおろか、経済的合理性も考慮することなく、本人ばかりでなく家族の人権まで侵害して多くの不利益を与えました。

高松高裁判決は、2002年の当初配転については違法性を認めませんでしたでしたが、控訴審で新たに主張・立証した2006年7月の再配転に対して、「退職・再雇用を選択した社員に対する配慮を優先するあまり、60歳満了型を選択した社員に対しては、長年勤務し、かつ、本人が希望する勤務地には原則として戻さないことを前提とした、不当な差別的意図を推認することができる」と「退職」に応じなかった社員に対する嫌がらせ配転の意図を明確に指摘し、「配転命令権を濫用して命じられた違法な命令」と断じました。また、一審原告高野の義父の介護に対しては、「育児介護休業法26条の趣旨からも問題がある」と指摘しました。この判決は、「50歳退職・賃金下げ再雇用」というリストラ遂行のために行われた遠隔地配転の異常な実態とその違法性を認めたもので、極めて画期的なものです。

よって、貴裁判所におかれましては、上記しましたとおり、速やかに上告人の請求を棄却し、原判決を確定していただきますよう上申いたします。

2010年 月 日

住所

氏名